

児童発達支援センターの設置に向けた取り組みについて

1 児童発達支援センター設置の方向性について

児童発達支援センターは、建設が表明された（仮称）総合保健センターと一体的に設置する。

なお、児童発達支援センターが設置されるまでには一定の時間を要することから、児童発達支援センターで実施を予定している主要な支援を先行して実施していくこととする。

2 先行実施を考えている児童発達に係る支援

(1) 相談支援

① 支援の概要

電話や来所による基本的な相談をはじめ、親子通所や健診事後教室を活用した集団相談、保育園等に出向く訪問相談等の実施を予定

② 開始年度

令和2年度（令和2年7月～本格実施予定）

③ 実施場所

保健センター2階を予定

(2) 児童発達支援

発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を実施する。

児童発達支援の実施にあたっては、最低限の費用で改修が可能と見込まれる公共施設を活用して実施する方向で調整していく。